

住居確保給付金（転居費用）

収入が大きく減少し、住居を喪失、又は喪失するおそれのある方を対象として、家計の改善のために、転居が必要と認められることなどを要件として、転居費用相当分（世帯人数や収入により上限あり、敷金や前家賃を除く。）を補助します。

申請にあたっては、自立相談支援センターたかまつで実施している「家計改善支援事業」により、家計改善のため転居の必要性が認められ、「住居確保給付金要転居証明書」の交付を受ける必要があります。

支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であったこと。
- ④ 申請日の属する月の世帯収入額が、下表の「収入基準額」以下であること。

世帯人数	基準額（万円）	家賃上限額（万円）	収入基準額（万円）
1人	8.9	3.7	12.6
2人	13.1	4.4	17.5
3人	15.7	4.8	20.5
4人	19.4	4.8	24.2
5人	23.2	4.8	28.0

「基準額」とは、市町村民税均等割りが非課税となる者の収入額の1/12の額

「収入基準額」とは、基準額に家賃上限額を合算した額

「家賃上限額」とは、住宅扶助基準に基づく額

※高松市においては、表の金額のとおりとなります。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金および現金の合計額が、下表の「資産基準額」以下であること。

世帯人数	資産基準額（万円）
1人	53.4
2人	78.6
3人	94.2
4人	100.0
5人	100.0

- ⑥ 生活困窮者自立支援事業における家計改善支援事業において、家計全体の支出の削減のため転居が必要で、かつ、費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者および申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

支給対象経費と対象外経費

【支給対象となる経費】

- ・転居先への家財の運搬費用
- ・転居先の住宅に係る初期費用
(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
- ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
- ・鍵交換費用

【支給対象とならない経費】

- ・敷金
- ・契約時に払う家賃（前家賃）
- ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

支給額

- ・支給額は、実際に要する経費のうち、支給対象となる経費を支給する
- ・支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額を上限とする。

【高松市内間の転居の場合】

高松市の住宅扶助基準額に基づく額（家賃上限額）に3を乗じて得た額。

単身世帯	$37,000\text{円} \times 3 = 111,000\text{円}$
2人世帯	$44,000\text{円} \times 3 = 132,000\text{円}$
3～5人世帯	$48,000\text{円} \times 3 = 144,000\text{円}$

転居後の手続き

- ◆ 住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住宅確保報告書」を自立相談支援機関に提出すること。
- ◆ 初期費用のほかに転居を要する費用（家財の運搬費用等）の見積書等を提出している場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を添付すること。

お問合せ先

自立相談支援センターたかまつ
(高松市番町二丁目1番1号
NTT番町ビル1階)

TEL : 087-802-1081

